



厚生労働省発表  
平成 21 年 3 月 27 日

厚生労働省大臣官房統計情報部

担当係：人口動態・保健統計課保健統計室

衛生行政業務統計第二係

電話：03(5253)1111(内線 7512)

03(3595)2958(ダイヤル)

## 平成 19 年度地域保健・老人保健事業報告の概況

### 目 次

	頁
I 地域保健・老人保健事業報告の概要 .....	1
II 結果の概要 .....	2
地域保健編	
1 母子保健 .....	2
2 健康増進 .....	4
3 歯科保健 .....	5
4 精神保健福祉 .....	6
5 衛生教育 .....	7
6 エイズ .....	7
7 職員の設置状況 .....	8
老人保健編	
1 医療受給者証・健康手帳の交付 .....	10
2 基本健康診査 .....	10
3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診 .....	13
4 健康教育 .....	14
5 健康相談 .....	14
6 機能訓練 .....	15
7 訪問指導 .....	15
8 がん検診 .....	16
III 用語の解説 .....	18
IV 統計表 .....	21

平成 19 年度地域保健・老人保健事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)



# I 地域保健・老人保健事業報告の概要

## 1 報告の目的

地域保健・老人保健事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

## 3 報告の種類

年度報

## 4 主な報告事項

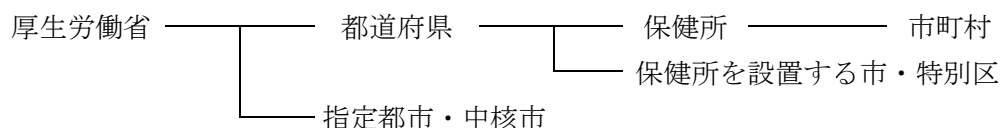
### (1) 地域保健事業

母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、衛生教育、職員の設置状況 等

### (2) 老人保健事業

医療受給者証・健康手帳の交付、基本健康診査、機能訓練、訪問指導、がん検診 等

## 5 報告の系統



## 6 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

## 7 利用上の注意

(1) 地域保健・老人保健事業報告（以下、本報告という）の事業の実施主体は、地域保健編は「保健所」「市区町村」であり、老人保健編は「市区町村」である。

(2) 本報告において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。

(3) この概況の「人口 10 万対」の率の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口（平成 20 年 3 月 31 日現在）」である。

### (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目があり得ない場合	・
減少数を意味する場合	△

(5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

## Ⅱ 結果の概要

### 地域保健編

#### 1 母子保健

##### (1) 妊産婦・乳幼児の健康診査の実施状況

平成19年度の市区町村における妊産婦・乳幼児の健康診査の受診実人員は、「妊婦」約124万6千人、「産婦」約5万9千人となっている。

幼児は、「1歳6か月児」約101万8千人、「3歳児」約100万7千人となっている。受診率は、「1歳6か月児」93.4%、「3歳児」90.1%となっている。(表1)

乳児は、「3～5か月児」の受診実人員が約106万3千人で、受診率は94.6%となっている(表2)。

表1 妊産婦・幼児の健康診査の実施状況

(単位:人)

		平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)	対前年度比 (%)	
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 247 863	1 223 797	1 211 026	1 196 079	1 245 871	104.2	
	精密健康診査実人員	10 977	10 237	10 070	9 748	11 674		
産 婦	一般健康診査受診実人員	79 040	72 083	62 874	62 994	59 460	94.4	
	精密健康診査実人員	112	249	247	48	59		
幼	1歳 6か月児	一般健康診査受診実人員	1 088 110	1 050 631	1 044 192	1 015 480	1 018 329	100.3
		受診率 (%)	91.9	91.9	91.5	92.5	93.4	
	精密健康診査実人員	16 854	17 350	17 152	15 708	13 142		
児	3歳児	一般健康診査受診実人員	1 066 639	1 047 333	1 047 349	1 022 946	1 007 257	98.5
		受診率 (%)	88.5	88.5	88.9	89.5	90.1	
	精密健康診査実人員	60 371	60 333	60 886	59 661	49 199		
その他	一般健康診査受診実人員	177 166	170 573	168 899	162 007	118 317	73.0	
	精密健康診査実人員	5 995	5 663	5 387	4 280	1 810		

注：受診率＝(一般健康診査受診実人員／健康診査対象人員)×100

表2 乳児の健康診査の実施状況

(単位:人)

平成19(2007)年度

		1～2か月児	3～5か月児	6～8か月児	9～12か月児
乳児	一般健康診査受診実人員	259 249	1 063 164	379 297	737 104
	受診率 (%)	83.0	94.6	82.3	82.2

注：受診率＝(一般健康診査受診実人員／健康診査対象人員)×100

## (2) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

平成19年度の保健所及び市区町村における妊産婦・乳幼児の「保健指導」の被指導実人員は、「幼児」約84万9千人、「乳児」約80万9千人となっている(図1)。

平成19年度の「訪問指導」の被指導実人員は「産婦」約47万人、「乳児」約27万3千人となっている(図2)。

被指導実人員の年次推移をみると、「保健指導」では「妊婦」が増加傾向で、「訪問指導」では「産婦」「乳児」が増加となっている(図1、図2)。

図1 妊産婦・乳幼児保健指導の被指導実人員の年次推移

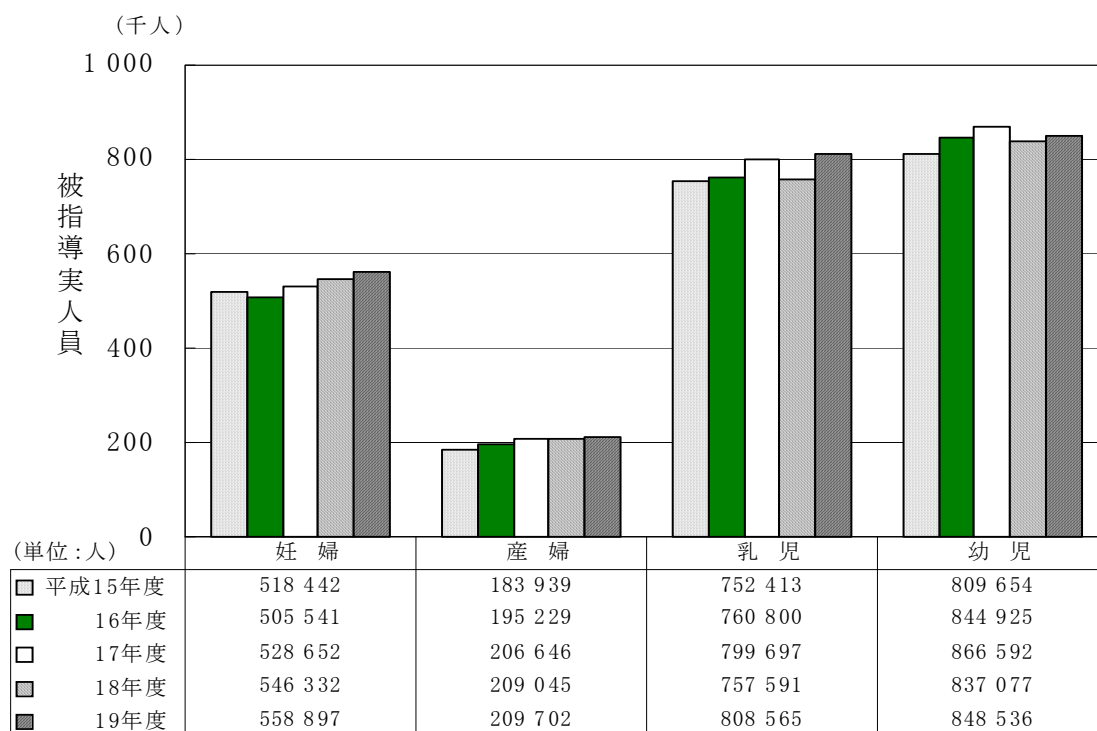
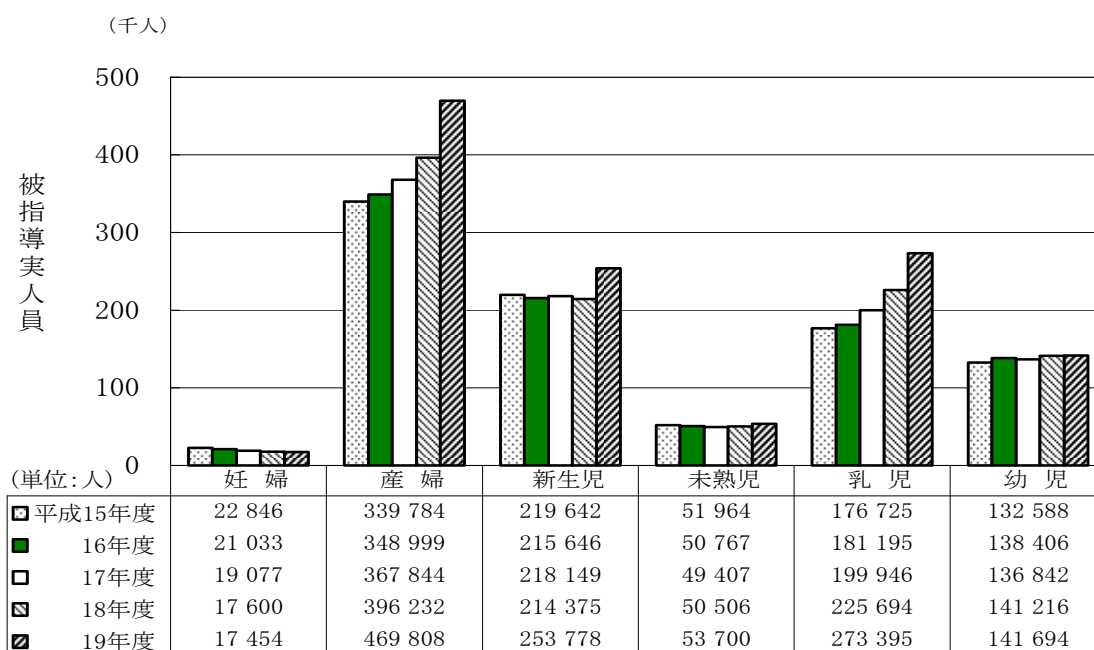


図2 妊産婦・乳幼児訪問指導の被指導実人員の年次推移



注:「新生児」は、未熟児を除く。「乳児」は、新生児・未熟児を除く。

## 2 健康増進

### (1) 健康増進関係事業の実施状況

平成 19 年度の保健所及び市区町村における健康増進関係事業の被指導延人員は約 756 万 9 千人で、そのうち「栄養指導」が約 537 万 4 千人で最も多く、次いで、「運動指導」が約 143 万 1 千人となっている（表 3）。

表 3 健康増進関係事業の内容別指導状況

	被指導延人員(人)					
	平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)	対前年度比(%)
総数	7 960 851	7 933 683	7 935 476	7 905 166	7 568 554	95.7
栄養指導	5 668 987	5 693 973	5 579 676	5 383 462	5 373 926	99.8
運動指導	1 574 027	1 489 815	1 599 901	1 714 958	1 431 045	83.4
休養指導	163 151	137 912	129 614	112 227	103 136	91.9
禁煙指導	312 415	307 349	291 723	308 038	273 237	88.7
その他	242 271	304 634	334 562	386 481	387 210	100.2

### (2) 禁煙指導の実施状況

平成 19 年度の保健所及び市区町村における禁煙指導の被指導延人員は約 27 万 3 千人で、「個別」約 8 万 7 千人、「集団」約 18 万 7 千人となっている。「個別」では「妊産婦」が多く、「集団」では「20 歳未満」が多くなっている。（表 4、図 3）

対前年度比をみると、「個別」では「20 歳未満」、「集団」では「妊産婦」が高くなっている（表 4）。

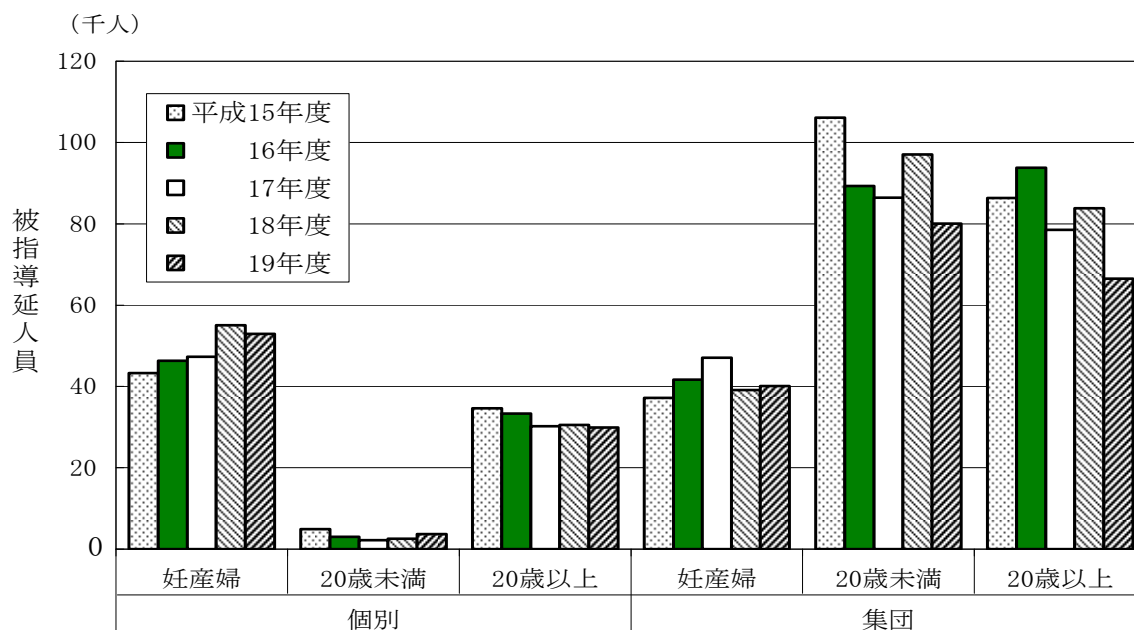
表 4 禁煙指導の実施形態別の実施状況

	被指導延人員(人)					
	平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)	対前年度比(%)
総数	312 415	307 349	291 723	308 038	273 237	88.7
個別	82 816	82 637	79 752	88 072	86 540	98.3
妊産婦	43 305	46 314	47 268	55 051	52 959	96.2
20歳未満	4 889	3 024	2 241	2 500	3 648	145.9
20歳以上	34 622	33 299	30 243	30 521	29 933	98.1
集団	229 599	224 712	211 971	219 966	186 697	84.9
妊産婦	37 173	41 701	47 023	39 088	40 147	102.7
20歳未満	106 086	89 262	86 427	97 049	80 044	82.5
20歳以上	86 340	93 749	78 521	83 829	66 506	79.3

注: 1)「20歳未満」は、妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20歳以上」は、妊産婦を除く。

図3 禁煙指導の実施形態別の実施状況



注: 1)「20歳未満」は、妊産婦・乳幼児を除く。  
2)「20歳以上」は、妊産婦を除く。

### 3 歯科保健

平成19年度の保健所及び市区町村における歯科健診・保健指導延人員は約459万5千人、予防処置・治療延人員の「予防処置」は約240万2千人となっている。

対前年度比をみると、予防処置・治療延人員の「予防処置」が104.8%となっている。(表5)

表5 歯科健診・保健指導等の実施状況

(単位:人)

		平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)	対前年度比(%)
歯科健診・保健指導 延人員	総数	5 014 875	4 955 009	4 734 836	4 482 461	4 595 416	102.5
	個別	1 382 236	1 382 963	1 323 403	1 184 323	1 201 806	101.5
	集団	3 632 639	3 572 046	3 411 433	3 298 138	3 393 610	102.9
予防処置・治療 延人員	予防処置	1 806 463	2 000 375	2 213 034	2 293 236	2 402 210	104.8
	治療	24 294	19 514	15 391	14 366	14 581	101.5

注: 訪問によるものを除く。

#### 4 精神保健福祉

平成 19 年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」約 77 万 8 千人、「デイ・ケア」約 23 万 5 千人、「訪問指導」約 33 万 3 千人、「電話相談」約 109 万 3 千人となっている。

相談等延人員の年次推移をみると、「電話相談」は増加し、「デイ・ケア」は減少している。(図 4) 相談の延人員を相談内容別にみると、「社会復帰」の相談が 32.1%と最も多くなっている(図 5)。

図 4 精神保健福祉の相談、デイ・ケア、訪問指導、電話相談の延人員の年次推移

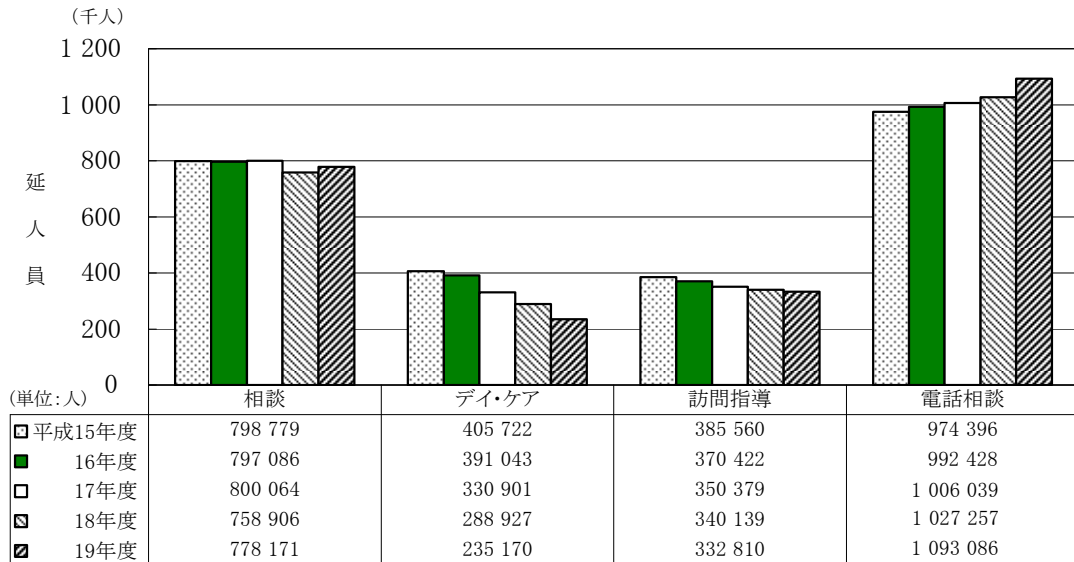
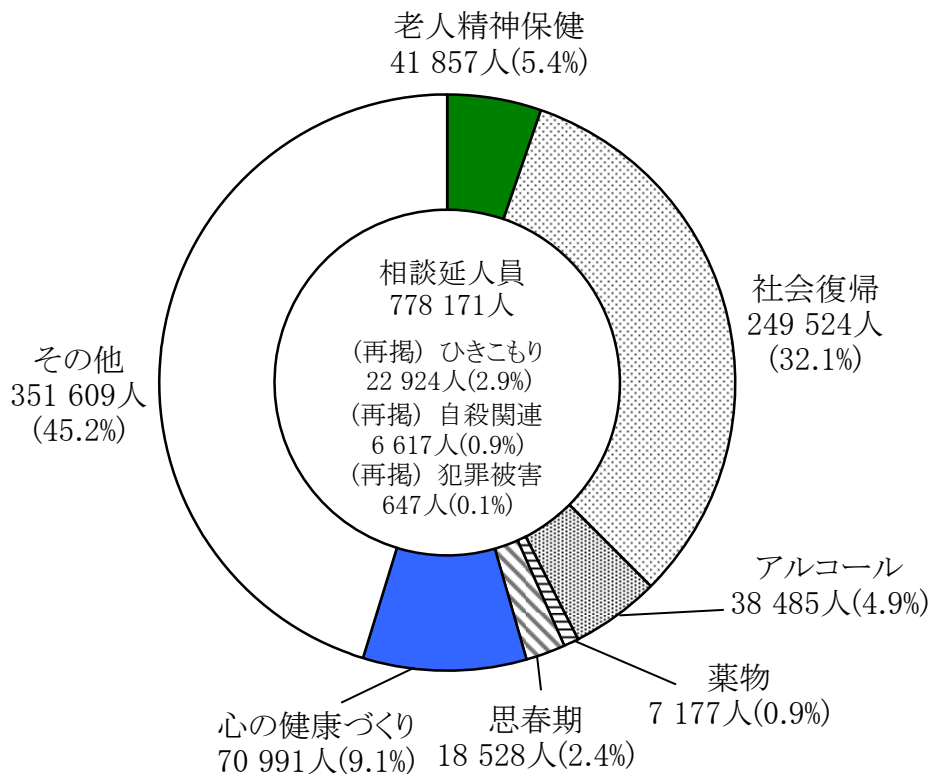


図 5 精神保健福祉の相談の内容別延人員

平成 19 (2007) 年度





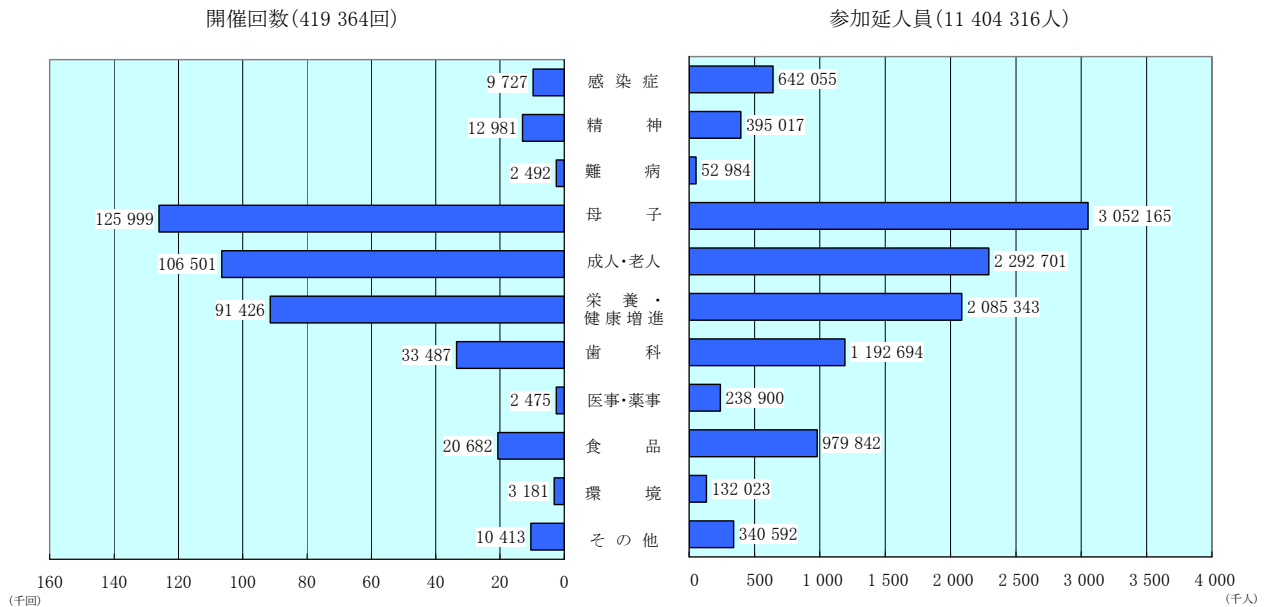
## 5 衛生教育

平成 19 年度の保健所及び市区町村における衛生教育の実施状況は、開催回数約 41 万 9 千回、参加延人員約 1140 万 4 千人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「母子」「成人・老人」「栄養・健康増進」が多くなっている。(図 6)

図 6 衛生教育の実施状況

平成 19(2007)年度



## 6 エイズ

平成 19 年度の保健所におけるエイズに関する相談件数は、「電話相談」約 7 万 8 千件、「来所相談」約 11 万 7 千件となっている。

保健所における HIV 抗体スクリーニング検査のための採血件数は約 13 万 3 千件、スクリーニング検査後の確認検査において HIV 抗体反応が陽性であったものは 302 件となっている。(表 6)

表 6 エイズに関する相談・検査及び衛生教育開催状況

		平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)
相談件数	電話相談	47,566	53,168	55,628	66,871	78,157
	来所相談	84,437	92,547	82,743	95,109	116,927
HIV抗体検査の ための採血件数	スクリーニング検査	61,552	72,419	77,027	102,878	133,403
	確認検査	1,255	1,469	1,136	789	638
	陽性件数	132	196	200	272	302
	陽性であった割合 (%)	2.14	2.71	2.60	2.64	2.26
衛生教育開催回数		3,112	2,989	3,258	3,118	2,690

注:1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合=(確認検査の陽性件数/スクリーニング検査件数)×1,000

## 7 職員の設置状況

### (1) 常勤職員の設置状況

平成19年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の設置状況をみると、「(14)保健師」23,976人、「(04)薬剤師」2,892人、「(12)管理栄養士」2,603人、「(03)獣医師」2,373人となっている。

対前年度増減数をみると、「(17)准看護師」「(14)保健師」「(08)診療放射線技師」等が減少している。

それぞれの分野の相談員、監視員等(<再掲>(19)～(24))をみると、「(19)精神保健福祉士」「(20)精神保健福祉相談員」等が減少している。(表7)

表7 職種別にみた常勤職員の設置状況

平成19(2007)年度末現在

		全 国				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
		平成19年度	18年度	対前年度 増減数	対前年度 比			
合 計		(人)	(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)
(01)	医 師	1 150	1 125	25	102.2	495	495	160
(02)	歯科医師	158	120	38	131.7	47	55	56
(03)	獣医師	2 373	2 355	18	100.8	1 415	950	8
(04)	薬剤師	2 892	2 814	78	102.8	1 770	1 112	10
(05)	理学療法士	235	257	△ 22	91.4	21	87	127
(06)	作業療法士	162	167	△ 5	97.0	28	58	76
(07)	歯科衛生士	740	724	16	102.2	122	295	323
(08)	診療放射線技師	746	783	△ 37	95.3	405	315	26
(09)	診療エックス線技師	38	36	2	105.6	31	4	3
(10)	臨床検査技師	973	986	△ 13	98.7	594	361	18
(11)	衛生検査技師	192	169	23	113.6	85	107	-
(12)	管理栄養士	2 603	2 513	90	103.6	644	577	1 382
(13)	栄養士	822	819	3	100.4	75	119	628
(14)	保健師	23 976	24 017	△ 41	99.8	3 889	5 604	14 483
(15)	助産師	130	114	16	114.0	16	61	53
(16)	看護師	1 081	1 074	7	100.7	67	306	708
(17)	准看護師	340	383	△ 43	88.8	5	49	286
(18)	その他	16 137	15 859	278	101.8	6 304	7 272	2 561
< 再 掲 >								
(19)	精神保健福祉士	1 178	1 270	△ 92	92.8	516	332	330
(20)	精神保健福祉相談員	1 634	1 716	△ 82	95.2	904	695	35
(21)	栄養指導員	1 107	1 062	45	104.2	607	500	-
(22)	食品衛生監視員	5 243	5 168	75	101.5	2 915	2 328	-
(23)	環境衛生監視員	4 561	4 371	190	104.3	2 803	1 758	-
(24)	医療監視員	7 811	7 868	△ 57	99.3	5 961	1 850	-

注:「(19)精神保健福祉士～(24)医療監視員」は、「(01)医師～(18)その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の設置状況

平成19年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の設置状況を、都道府県別の人口10万対でみると、全国が18.9人で、「島根県」が38.6人で最も多く、「東京都」「神奈川県」が11.0人で最も少なくなっている。

「政令市・特別区以外」でみると、「高知県」が50.3人で最も多く、「東京都」が12.5人で最も少なくなっている。(表8、図7)

表8 都道府県別にみた常勤保健師数

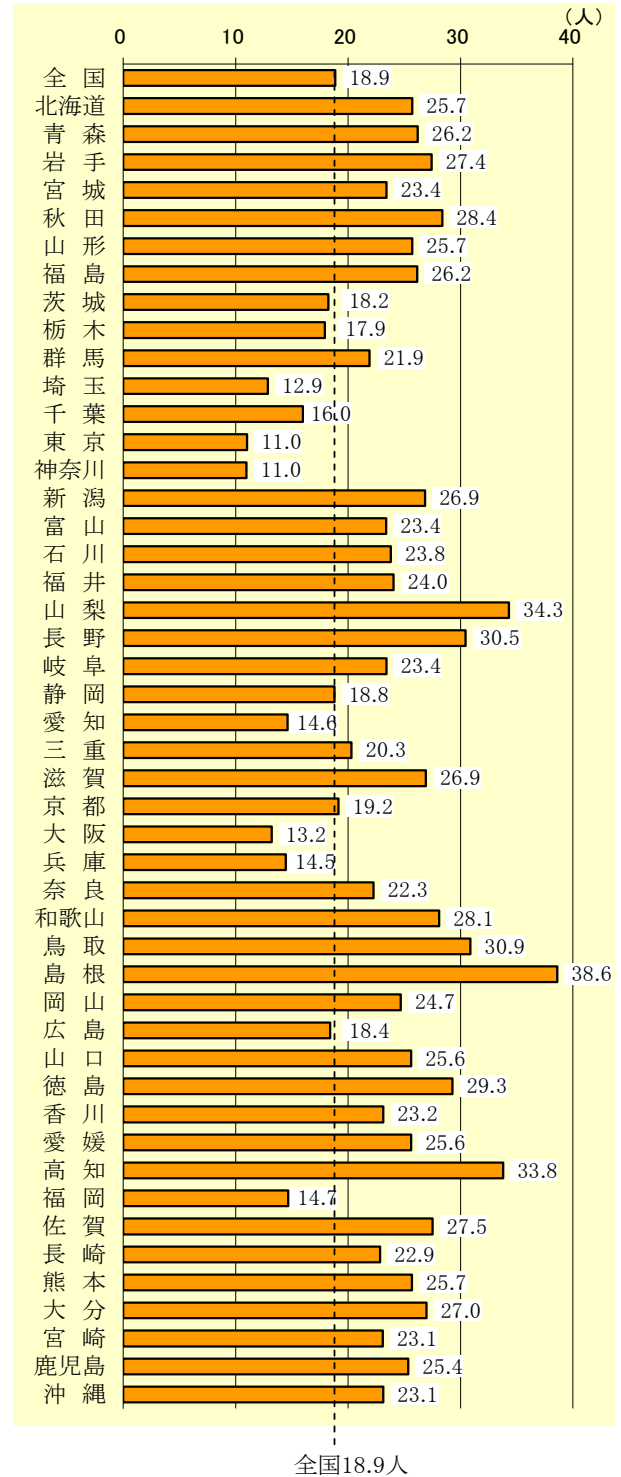
図7 都道府県別にみた常勤保健師数

平成19(2007)年度末現在

(人口10万対)

平成19(2007)年度末現在

		常勤保健師数	常勤保健師数 (人口10万対)	
			総数	政令市・特別区 政令市・特別区以外
全	国	23 976	18.9	23.9
北	海	1 433	25.7	40.7
青	森	375	26.2	31.0
岩	手	375	27.4	27.4
宮	城	547	23.4	12.3
秋	田	321	28.4	12.9
山	形	307	25.7	25.7
福	島	543	26.2	14.8
茨	城	544	18.2	18.2
栃	木	360	17.9	11.9
群	馬	441	21.9	21.9
埼	玉	910	12.9	10.9
千	葉	974	16.0	10.7
東	京	1 373	11.0	10.4
神	奈	965	11.0	9.5
新	潟	648	26.9	14.8
富	山	259	23.4	18.5
石	川	278	23.8	11.5
福	井	196	24.0	24.0
山	梨	299	34.3	34.3
長	野	663	30.5	15.9
岐	阜	491	23.4	16.7
静	岡	709	18.8	14.3
愛	知	1 051	14.6	10.5
三	重	377	20.3	20.3
滋	賀	371	26.9	26.9
京	都	490	19.2	11.2
大	阪	1 144	13.2	11.0
兵	庫	807	14.5	9.9
奈	良	316	22.3	12.3
和	歌	294	28.1	9.1
鳥	取	186	30.9	30.9
島	根	283	38.6	38.6
山	口	481	24.7	14.1
徳	島	527	18.4	12.4
香	川	379	25.6	17.1
愛	媛	236	29.3	29.3
高	知	236	23.2	14.9
福	岡	377	25.6	10.1
佐	賀	265	33.8	12.3
長	崎	738	14.7	10.3
熊	本	238	27.5	27.5
大	分	336	22.9	10.9
宮	崎	474	25.7	14.8
鹿	児	328	27.0	12.2
児	島	268	23.1	11.8
沖	縄	441	25.4	11.3
沖	縄	322	23.1	23.1



注:1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口(平成20年3月31日現在)」で算出した。  
2)「政令市・特別区」、「政令市・特別区以外」の常勤保健師数は、「IV統計表」に掲載している。

# 老人保健編

## 1 医療受給者証・健康手帳の交付

平成 19 年度末現在の「医療受給者証の交付数」は約 1306 万 1 千人で、平成 19 年度中の「医療受給資格者以外の者への健康手帳交付数」は約 125 万 7 千人となっている（表 1）。

表 1 医療受給者証、医療受給資格者以外の者への健康手帳の交付状況

平成 19(2007) 年度

	医療受給者証の交付 (年度末現在)			医療受給資格者以外の者への 健康手帳の交付 (年度中)		
	総数	75歳以上	65～74歳	総数	40～74歳	75歳以上
交付数 (人)	13 061 207	12 405 733	655 474	1 257 416	1 135 888	121 528

## 2 基本健康診査

### (1) 基本健康診査の実施状況

平成 19 年度の基本健康診査の受診者は約 1344 万人で、受診率は 42.6%となっている（表 2、図 1）。

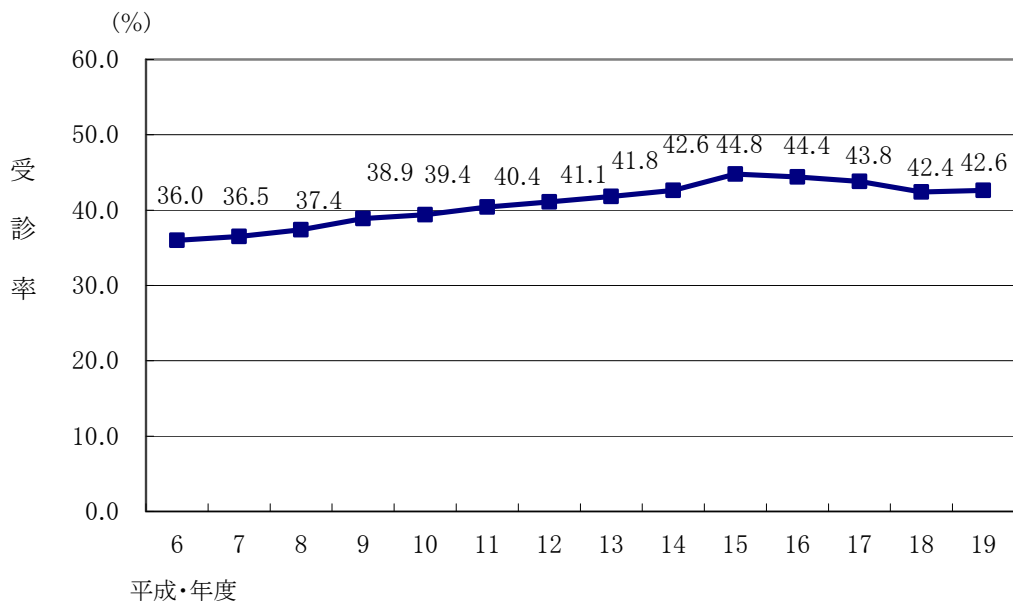
表 2 基本健康診査の実施状況

	平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)
基本健康診査 受診者数 (人)	12 941 480	12 983 593	13 037 854	13 086 816	13 439 836
受診率 (%)	44.8	44.4	43.8	42.4	42.6

注:1)「基本健康診査受診者数」については、「Ⅲ用語の解説」参照。

:2) 受診率=(受診者数/対象者数)×100

図 1 基本健康診査受診率の年次推移



(2) 基本健康診査における性・年齢階級別実施状況

基本健康診査における受診者は「男」約470万3千人、「女」約873万6千人となっている(表3)。

性・年齢階級別に指導区分「要医療」の構成割合をみると、「男」では「50～59歳」から、「女」では「65～69歳」から5割を超えており、「男」では「70～74歳」から、「女」では「75歳以上」で6割を超えている(図2)。

表3 性・年齢階級別にみた基本健康診査における受診者の状況

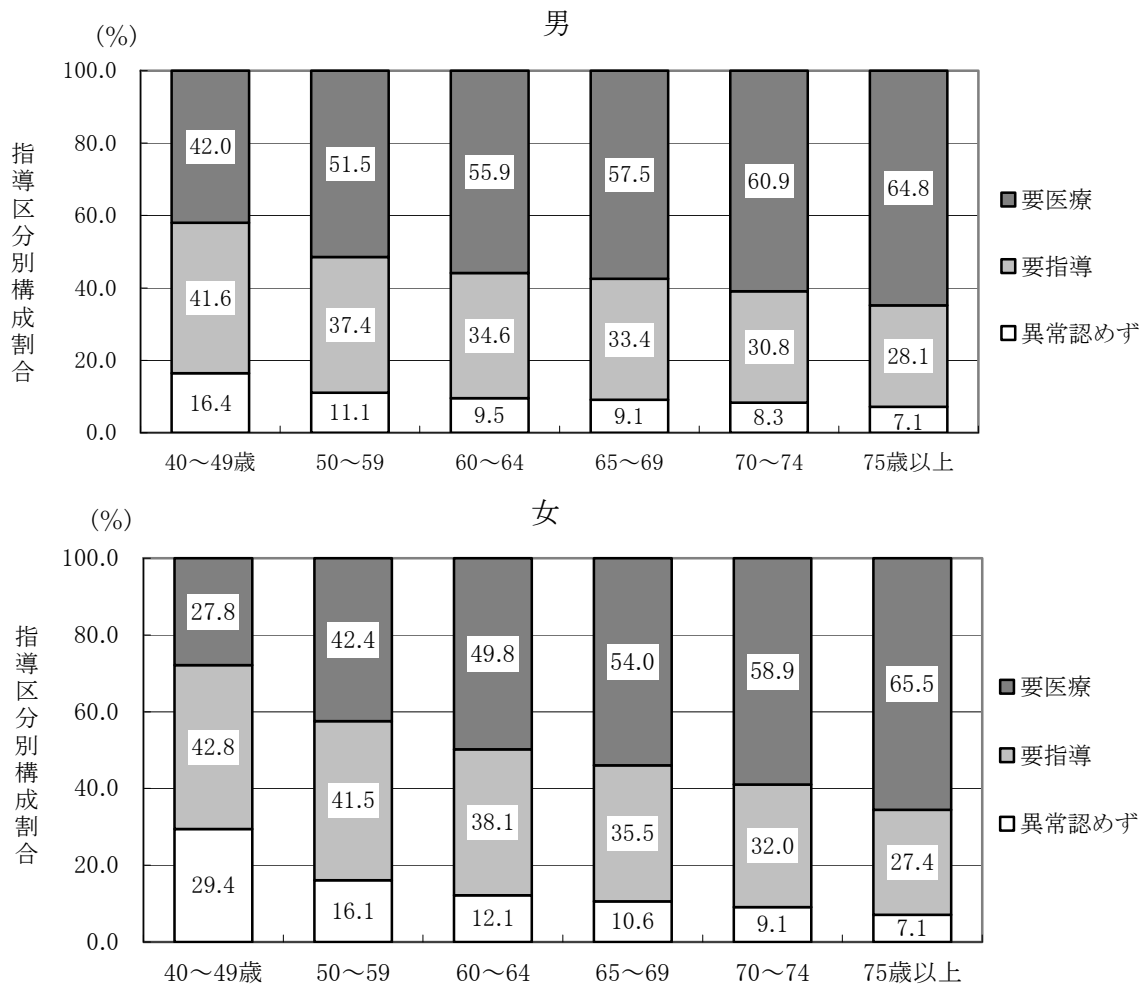
平成19(2007)年度

(単位:人)

	総数	40～49歳	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳以上
基本健康診査受診者数	13 439 836	1 275 750	2 206 203	1 832 701	2 397 039	2 393 054	3 335 089
基本健康診査	13 416 486	1 275 602	2 205 857	1 832 372	2 396 242	2 391 327	3 315 086
訪問基本健康診査	22 760	131	283	281	721	1 649	19 695
介護家族訪問基本健康診査	590	17	63	48	76	78	308
男	4 703 420	329 167	572 049	580 460	934 802	983 460	1 303 482
女	8 736 416	946 583	1 634 154	1 252 241	1 462 237	1 409 594	2 031 607

図2 性・年齢階級別にみた基本健康診査における指導区分別構成割合

平成19(2007)年度



### (3) 基本健康診査における喫煙状況

平成19年度の基本健康診査受診者の喫煙率は、「男」27.7%、「女」6.0%となっている。

喫煙率を性・年齢階級別でみると、「男」「女」とも年齢が高くなるに従い低くなっているが、「男」の「20本未満」はほぼ横ばいとなっている。(図3)

喫煙率を都道府県別でみると、「男」は「山梨」「石川」「山形」で高く、「広島」「山口」「島根」で低くなっている。一方、「女」は「北海道」「大阪」「東京」で高く、「鹿児島」「島根」「広島」で低くなっている。(図4)

注：喫煙率＝(吸っている者数／基本健康診査受診者数)×100

図3 性・年齢階級別にみた基本健康診査における受診者の喫煙率

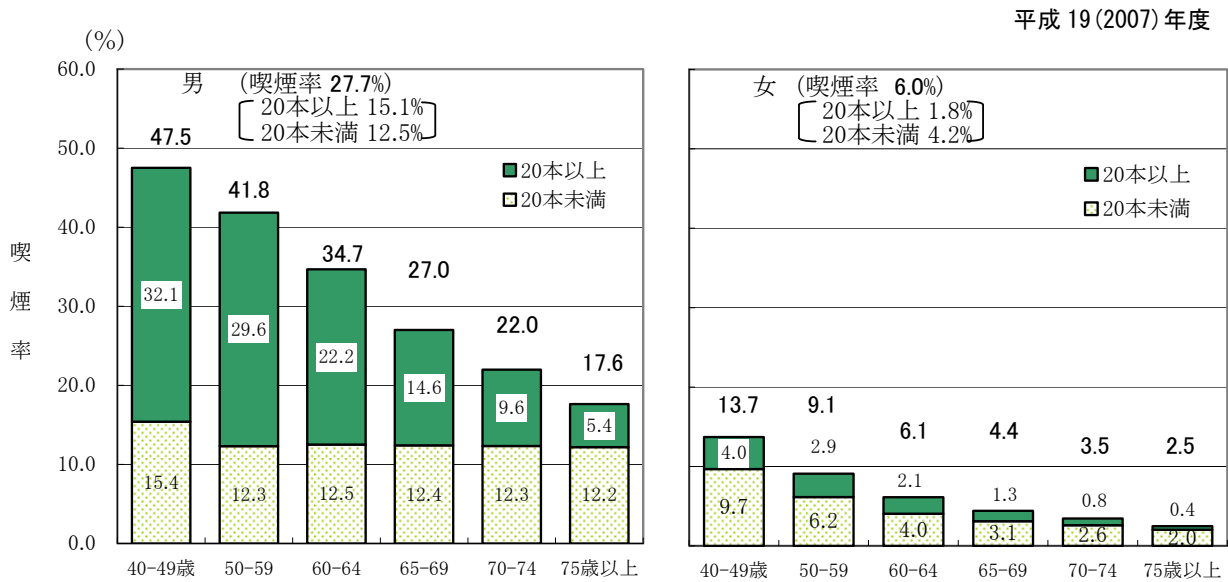
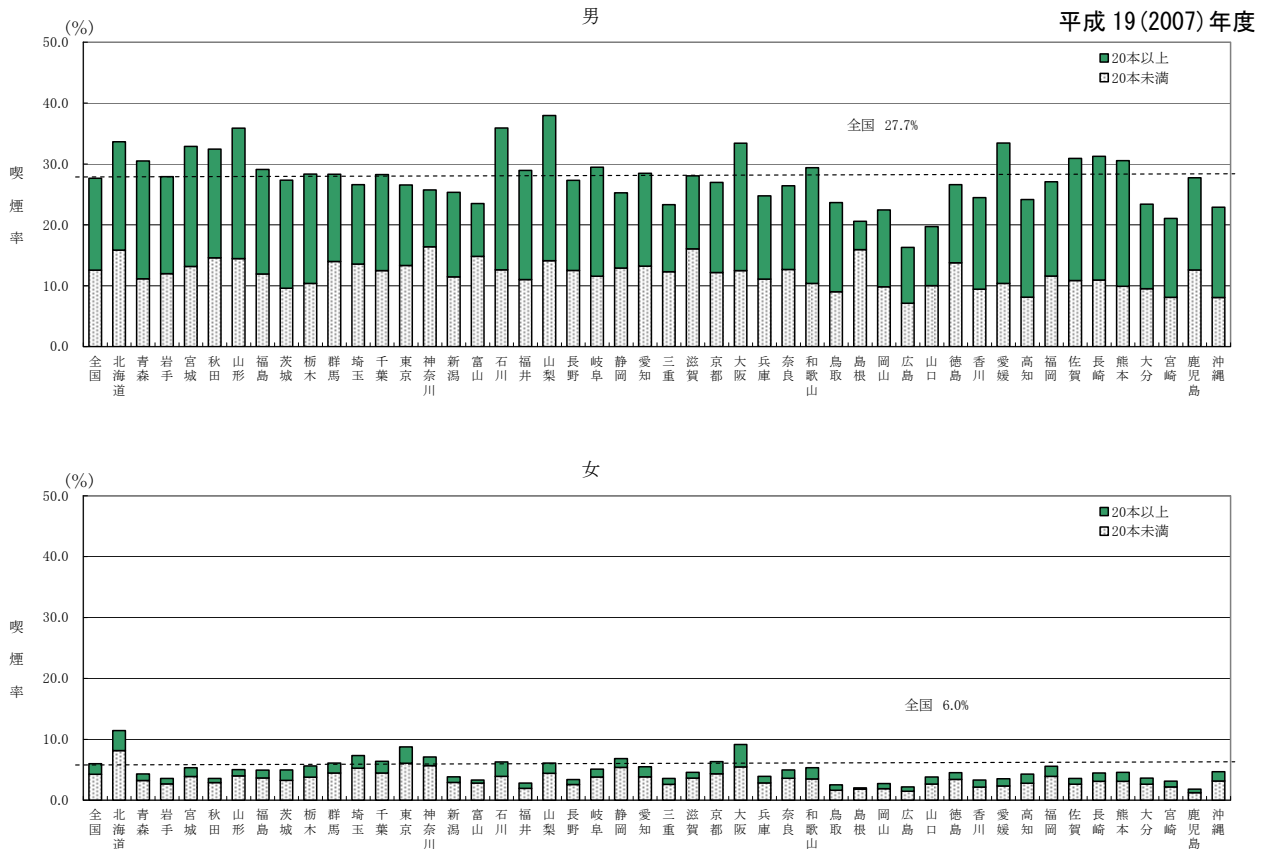


図4 性・都道府県別にみた基本健康診査における受診者の喫煙率



### 3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

平成19年度の歯周疾患検診受診者は約22万2千人で、骨粗鬆症検診受診者は約34万3千人となっている。

指導区分の割合をみると、「要精検者」は「歯周疾患検診」では79.0%となっており、いずれの年齢でも7割を超え、「骨粗鬆症検診」では13.0%で年齢とともに増加となっている。(表4)

市区町村における平成19年度の検診実施率は、「歯周疾患検診」52.3%、「骨粗鬆症検診」63.4%となっている(表5)。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

平成19(2007)年度

(単位:人)

	受診者数	指導区分						
		要精検者		要指導者		異常認めず		
			受診者数に占める割合(%)		受診者数に占める割合(%)		受診者数に占める割合(%)	
歯周疾患検診	総数	221 613	175 029	79.0	21 584	9.7	25 000	11.3
	40歳	57 876	44 543	77.0	6 091	10.5	7 242	12.5
	50歳	39 900	31 770	79.6	3 916	9.8	4 214	10.6
	60歳	63 800	51 258	80.3	5 861	9.2	6 681	10.5
	70歳	60 037	47 458	79.0	5 716	9.5	6 863	11.4
骨粗鬆症検診	総数	343 258	44 538	13.0	92 074	26.8	206 501	60.2
	40歳	45 580	969	2.1	4 871	10.7	39 730	87.2
	45歳	28 504	828	2.9	3 093	10.9	24 567	86.2
	50歳	43 200	1 530	3.5	5 410	12.5	36 243	83.9
	55歳	47 747	4 272	8.9	12 232	25.6	31 211	65.4
	60歳	73 252	11 275	15.4	26 178	35.7	35 768	48.8
	65歳	56 870	12 123	21.3	21 601	38.0	23 126	40.7
	70歳	48 105	13 541	28.1	18 689	38.9	15 856	33.0

注:「受診者数」には、「指導区分」の不詳を含む。

表5 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診				
	平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)	平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)
実施市区町村数	1 152	1 117	964	959	950	1 812	1 563	1 196	1 167	1 151
検診実施率(%)	36.5	43.9	52.3	52.5	52.3	57.4	61.4	64.9	63.9	63.4
市区町村数	3 155	2 544	1 844	1 827	1 816	3 155	2 544	1 844	1 827	1 816

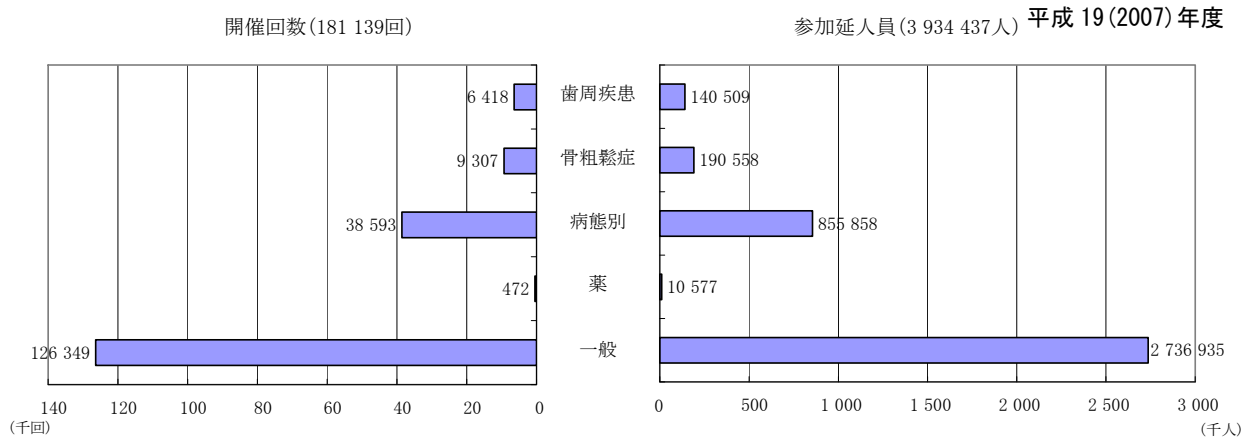
注:検診実施率=(実施市区町村数/市区町村数)×100

## 4 健康教育

平成 19 年度の集団健康教育の実施状況は、開催回数約 18 万 1 千回、参加延人員約 393 万 4 千人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図 5)

図 5 集団健康教育の実施状況



- 注:1)「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。  
 2)「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。  
 3)「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

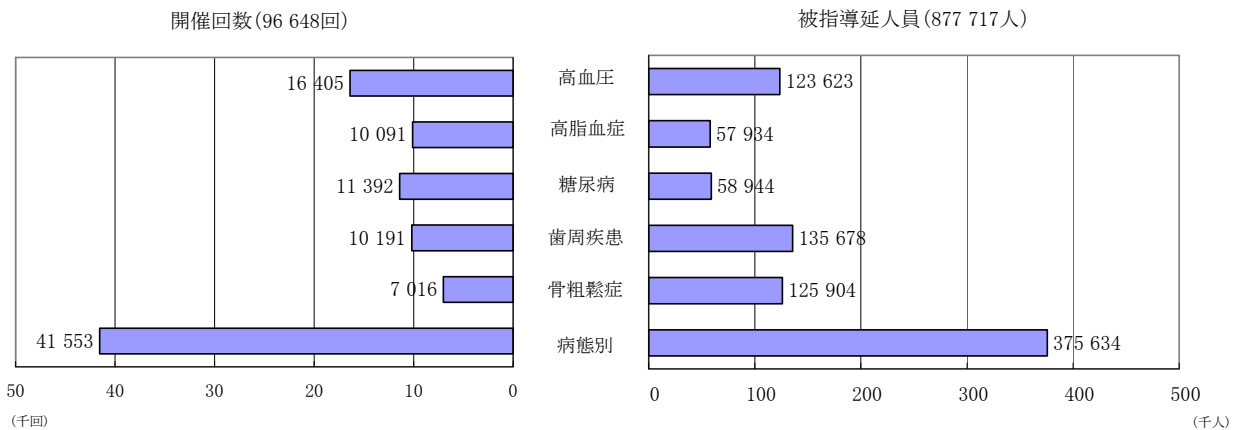
## 5 健康相談

平成 19 年度の健康相談の実施状況は、開催回数約 9 万 7 千回、被指導延人員は約 87 万 8 千人となっている。

内容別にみると、開催回数、被指導延人員ともに、「病態別」が最も多くなっている。(図 6)

図 6 健康相談の実施状況

平成 19 (2007) 年度



- 注:「病態別」とは、相談内容の「高血圧」から「骨粗鬆症」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勧奨して行く相談指導等をいう。



## 6 機能訓練

平成 19 年度の機能訓練実施施設数は 957 か所、被指導延人員は約 12 万 4 千人となっている（表 6）。

表 6 機能訓練の実施状況

平成 19(2007)年度

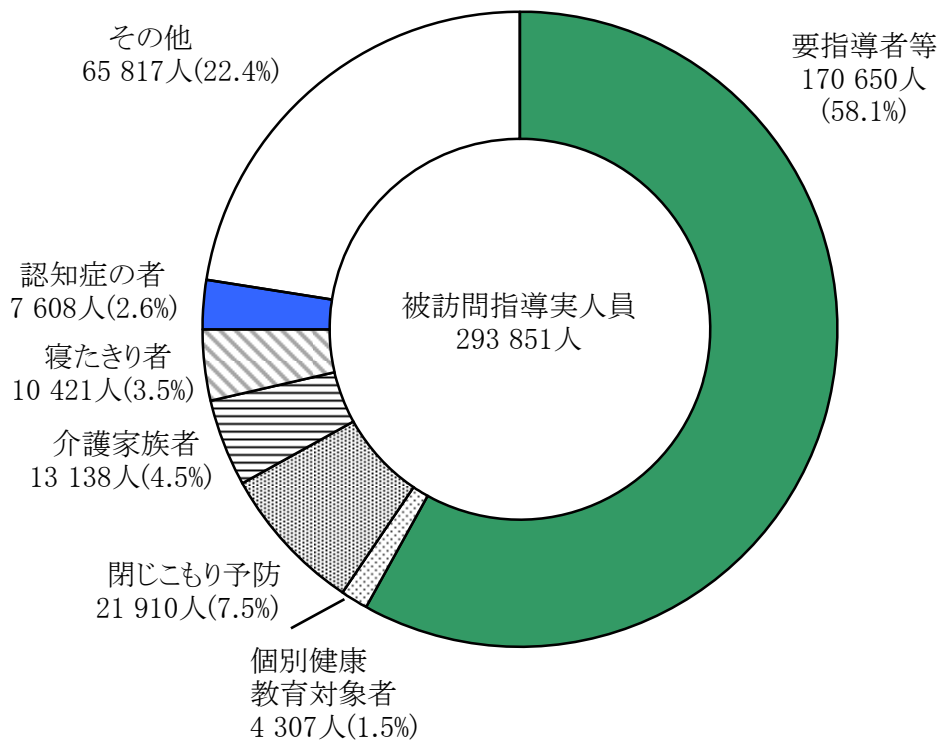
実施施設数 (か所)	実施回数 (回)	被指導実人員 (人)	被指導延人員 (人)
957	23 624	9 090	123 975

## 7 訪問指導

平成 19 年度の被訪問指導実人員は約 29 万 4 千人となっており、指導内容別にみると、「要指導者等」が 58.1%と最も多くなっている（図 7）。

図 7 訪問指導内容別にみた被訪問指導実人員

平成 19(2007)年度



注：「要指導者等」とは、基本健康診査を受診し、要指導者で、事後指導等のための健康教育に来所しない者及び要医療者で未受診の者をいう。

## 8 がん検診

### (1) がん検診の受診状況

平成19年度の市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」11.8%、「肺がん」21.6%、「大腸がん」18.8%、「子宮がん」18.8%、「乳がん」14.2%となっている（表7、図8）。

「がんであった者のがん検診受診者に対する割合」は、「乳がん」0.27%、「大腸がん」0.17%となっている（表8）。

表7 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

		平成15年度 (2003)	16年度 ( '04)	17年度 ( '05)	18年度 ( '06)	19年度 ( '07)
胃がん	受診者数 (人)	4 508 041	4 376 699	4 344 918	4 227 730	4 262 048
	受診率 (%)	13.3	12.9	12.4	12.1	11.8
肺がん	受診者数 (人)	7 841 092	7 769 635	7 537 013	7 387 430	7 506 113
	受診率 (%)	23.7	23.2	22.3	22.4	21.6
大腸がん	受診者数 (人)	6 403 659	6 430 450	6 630 503	6 824 088	7 176 312
	受診率 (%)	18.1	17.9	18.1	18.6	18.8
子宮がん	受診者数 (人)	4 087 444	3 995 021	3 439 094	3 320 265	3 538 132
	受診率 (%)	15.3	13.6	18.9	18.6	18.8
乳がん	受診者数 (人)	3 488 074	2 698 947	2 267 189	1 631 811	1 892 834
	受診率 (%)	12.9	11.3	17.6	12.9	14.2

注:1)受診率=(受診者数/対象者数)×100

平成18年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成17年度から「子宮がん」及び「乳がん」の受診率の算出方法を変更した。受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)/(当該年度の対象者数)×100

2)平成17年度以降の受診率は、計数不明を除く。

3)「受診者数」については、「Ⅲ用語の解説」参照。

4)平成18年度以降の「乳がん受診者数」については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

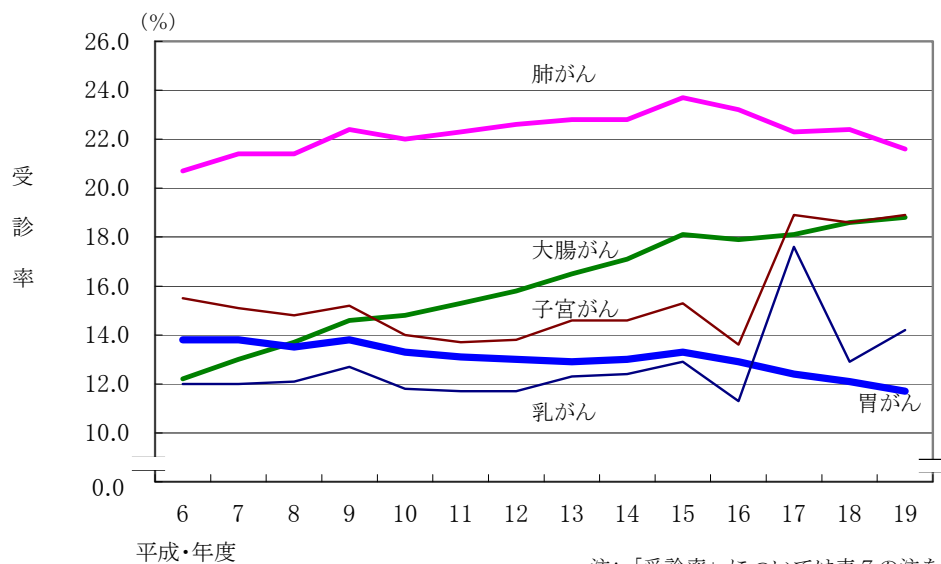
表8 がん検診における要精密検査者及びがんであった者の割合

平成19(2007)年度

		胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
がん検診受診者数	(人)	4 262 048	7 506 113	7 176 312	3 538 132	1 892 834
要精密検査者	(人)	427 949	211 154	521 695	40 023	161 971
	「がん検診受診者」に対する割合 (%)	10.04	2.81	7.27	1.13	8.56
がんであった者	(人)	6 551	3 516	12 284	1 921	5 193
	「がん検診受診者」に対する割合 (%)	0.15	0.05	0.17	0.05	0.27
	「要精密検査者」に対する割合 (%)	1.53	1.67	2.35	4.80	3.21

注:乳がん検診については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

図8 がん検診受診率の年次推移



注:「受診率」については表7の注を参照。

(2) がん検診受診率の分布状況

平成19年度の市区町村のがん検診受診率の分布をみると、「肺がん」は受診率の高い市区町村が多く、一方、「胃がん」は低い市区町村が多い(表9、図9)。

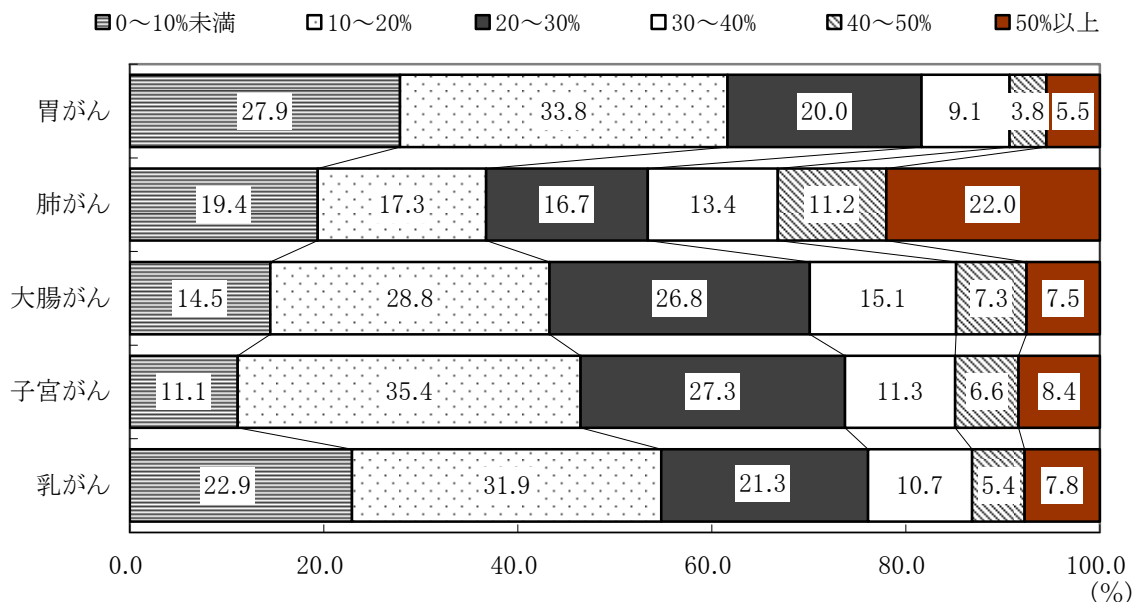
表9 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況 平成19(2007)年度

	全国 市区町村数	がん検診受診率					
		0~10%未満	10~20%	20~30%	30~40%	40~50%	50%以上
胃がん	1 816	506	613	363	165	69	100
肺がん	1 816	352	315	303	243	203	400
大腸がん	1 816	263	523	487	274	132	137
子宮がん	1 816	202	642	495	206	119	152
乳がん	1 816	416	579	387	195	98	141

注:「0~10%未満」は、計数不明を含む。

図9 市区町村におけるがん検診受診率の分布状況

平成19(2007)年度



## Ⅲ 用語の解説

### 地域保健編

#### 「妊婦」

妊娠中の女子をいう。

#### 「産婦」

分娩後1年以内の女子をいう。

#### 「乳児」

満1歳未満の者をいう。

#### 「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

#### 「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

#### 「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

#### 「個別」

個人、世帯単位及び施設単位に指導を行うものをいう。

#### 「集団」

業務企画のうえで、一斉検診等として同一テーマのもとに同時に多数の人を対象に行うものをいう。

#### 「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

#### 「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

#### 「衛生教育」

本報告では、地域保健に関する思想の普及及び地域住民の健康の保持及び増進を目的として、一般住民の集団又は特定集団に対して行うものをいう。

### 老人保健編

#### 「医療受給者証」

老人保健法第25条第1項に規定する者で、75歳以上の者又は65歳以上の者であって老人保健法施行令に定める程度の障害の状態にある旨の当該市区町村長の認定を受けた者に対して交付するものをいう。

老人保健事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「機能訓練」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

## 「健康手帳」

40歳以上の者であって、老人保健法に基づく医療を受けることができる者全員、また、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練又は訪問指導を受けた者並びに介護保険法における要介護者及び要支援者のうち、希望する者又は市区町村が必要と認める者に交付するものをいう。

## 「基本健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として行う問診、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査及びヘモグロビンA1c検査をいう。

喫煙状況におけるたばこの本数は、1日当たりの本数をいう。

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

- ・平成12年度以前 「基本健康診査」
- ・平成13・14年度 「基本健康診査」と「訪問基本健康診査」を合わせた者
- ・平成15年度以降 「基本健康診査」と「訪問基本健康診査」と「介護家族訪問基本健康診査」を合わせた者

## 「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

なお、平成17年度から対象年齢を拡大した。(40歳及び50歳→40歳、50歳、60歳及び70歳)

## 「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

なお、平成17年度から対象年齢を拡大した。(40歳及び70歳の女性→40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性)

## 「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

## 「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

## 「重点健康相談」

重点課題とされる「高血圧」、「高脂血症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

## 「機能訓練」

機能訓練は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、疾病、負傷等により心身の機能が低下している者に対し、その維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる訓練をいう。

## 「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

## 「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(平成 10 年 3 月老人保健課長通知)」に基づき実施されている。

### ・胃がん検診

対象 40 歳以上の男女

問診及び胃部エックス線検査

### ・肺がん検診

対象 40 歳以上の男女

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成 12 年度以前 「胸部エックス線検査」と「喀痰細胞診」を合わせた者

平成 13・14 年度 「胸部エックス線検査」

平成 15 年度以降 「胸部エックス線検査のみ」と「喀痰細胞診のみ」と「胸部エックス線検査及び喀痰細胞診」を合わせた者

### ・大腸がん検診

対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

### ・子宮がん検診

対象 15 年度以前 30 歳以上の女

16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 15 年度以前年に 1 度

16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

医師が必要と認める者に対しては、子宮体部の細胞診(子宮内膜細胞診)

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成 14 年度以前 「頸部」

平成 15・16 年度 「頸部のみ」と「頸部及び体部」を合わせた者

平成 17 年度以降 「頸部」

### ・乳がん検診

対象 15 年度以前 30 歳以上の女

16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 15 年度以前年に 1 度

16 年度以降 2 年に 1 度

問診、並びに視触診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための「受診者数」は次のとおりである。

平成 14 年度以前 「視触診方式のみ」と「マンモグラフィ併用方式」を合わせた者

平成 15～17 年度 「視触診方式」と「視触診方式及びマンモグラフィ」を合わせた者

平成 18 年度以降 「視触診方式及びマンモグラフィ」